

枚方市条例第 36 号

枚方市空家等対策協議会条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、枚方市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(担当事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。

- (1) 特定空家等に関する対策に関すること。
- (2) 個別の特定空家等への対処に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、市長及び委員16人以内で組織する。

2 市長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第 5 条 委員の委嘱期間は、2 年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2 年以内）とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(部会)

第 6 条 協議会に、第 3 条に掲げる事項を調査審議するため、必要な部会を置く。

2 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とする。

(関係者に対する協力要請)

第 7 条 協議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 [平成27年11月2日公布]

この条例は、公布の日から施行する。

枚方市規則第 60 号

枚方市空家等対策協議会の組織に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市空家等対策協議会条例（平成27年枚方市条例第36号）に定めるもののほか、枚方市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 不動産に関する専門的知識を有する者
- (3) 福祉に関する専門的知識を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、協議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

附 則 [平成27年11月19日公布]

この規則は、公布の日から施行する。